

令和5年3月10日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

財務省国際局調査課
外国為替室長 土生 健一

「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」について

平素より、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に関し、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、外為法では、非居住者が本邦にある不動産又はこれに関する権利を取得した場合には、当該非居住者に対し、本人等の居住の用に供する等、一定の要件に該当する場合を除き、事後的に当該取得に係る財務大臣への報告書の提出が義務付けられています。当該報告書については、当該非居住者自身のほか、居住者である代理人による作成及び提出も可能となっており、行政書士の皆様におかれては、常日頃からご協力をいただいているところであります。

今般、財務省においては、非居住者による本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得についてより一層的確な把握を行うため、上記報告書の作成及び提出について周知徹底を図ることとしました。

つきましては、貴会の会員の方々に対し、非居住者による本邦の不動産又はこれに関する権利の取得について関与される場合には、①上記報告書の提出義務への該当性を的確にご確認いただくこと、②該当する場合には、当該非居住者に対し、当該報告書の作成及び提出を案内教示いただくこと、③或いは当該報告書の作成及び提出を代理して行っていただくことについて、周知方よろしくお願いいたします。

また、貴会の会員の方々が報告者の代理人として上記報告書を提出するに当たっては、郵送での提出のほか、日本銀行外為法手続きオンラインシステムによる提出も可能となっておりますので、オンラインでの提出につきご協力いただきたく、この点についても周知方よろしくお願いいたします。

貴会の会員の方々及びその顧客に対する周知や案内教示については、別添資料を通知する方法、貴会及び会員事務所の窓口において別添資料を交付する方法又は貴会及び会員事務所のホームページにおいて別添資料を掲載する方法といった適宜の方法により行うようお願いいたします。

以上、大変お手数とは存じますが、ご協力の程、何卒よろしくお願いいたします。

(注)「居住者」とは、日本国内に住所又は居所を有する個人及び日本国内に主たる事務所を有する法人その他の団体（外国法人の日本国内にある支店等を含む。）をいいます。他方で、「非居住者」とは、居住者以外の個人及び法人その他の団体をいいます。

【別添資料】

1. リーフレット
2. 「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」（別紙様式第二十二）の様式及び記入の手引
3. 外為法の関係条文

【お問い合わせ先】

財務省国際局調査課外国為替室 TEL 03-3581-4111 (内線 5289)

日本銀行国際局国際収支課 TEL 03-3277-2107